

領土保全原則の適用範囲

——人権侵害国家における領土保全原則の意味——

櫻井利江

一 はじめに

1 領土保全原則と自決権

2 コソボ事件勧告的意見における領土保全原則

3 問題の所在

二 分離の事例における領土保全

1 ザイール

2 コモロ

3 ボスニア・ヘルツェゴビナ

三 コソボをめぐる国連審議における領土保全

1 安保理決議一二四四

- (1) 勧告的意見における安保理決議二二四四
- (2) 安保理決議二二四四採択をめぐる審議

2 勧告的意見後の国連の対応

- (1) 国連総会の対応
- (2) 国連審議

四 自決権と領土保全原則

1 国家実行における領土保全原則

- (1) オーランド諸島
- (2) 友好関係原則宣言
- (3) バングラデシュ
- (4) ケベック

2 領土保全原則の役割

五 結び

一 はじめに

1 領土保全原則と自決権

現在の国際法で、領土保全原則ほど強固に確立した原則はほとんどないと言われる⁽¹⁾。領土保全原則は外部からの国家領土を侵害しようとする圧力に対抗して、当該国家の領土的現状を維持する概念として確立した。他方、領土保全原則は分離権を否定する根拠の一つとされてきた。分離 (secession) とは主権国家に居住する一部の集団がその意思に基

づいて所属国家から離脱し、居住領域に新たな国家を創設する、または他の独立国と統合または連合するプロセス、言い換えれば住民の意思の基づく居住領域の領土主権を変更するプロセスであり、国家内部から領土的現状を変更しようとする圧力を意味する。所属国家からの分離を主張する集団は、分離の法的根拠として人民の自決権を援用する。自決権は今日では多様な意味を持つ権利として主張されるが、本稿ではこの意味での自決権を分離権と呼ぶ。

自決権は国際社会の実行を通じて、植民地人民がその従属的地位から離脱するための「人民」の権利として国際法上確立した。しかし独立国家内部の集団がその所属国家から分離するための法的根拠として援用することは、国家の領土保全を侵害するので認められないと主張された。ただし自決権が領土保全原則と関連付けて初めて規定された植民地独立付与宣言（一九六〇年）においては、領土保全原則は植民地および主権国家に対する外部からの侵害行為に対抗する概念として捉えられており、国家の内部から集団が行使する分離権に対抗する概念としては捉えられていない。集団による所属国家からの分離は国家の領土保全を侵害する、すなわち領土保全原則を分離権に対抗する概念とみなす解釈は、同宣言採択時点で把握されていた領土保全の意味を超えて、その後諸国家が主張してきたものである。^②

2 コソボ事件勧告的意見における領土保全原則

領土保全原則を分離権に対抗する概念とみなす解釈はコソボ独立宣言の合法性事件（以下、コソボ事件）に関する国際司法裁判所勧告的意見手続きにおいてセルビア支持諸国が強調し、主権国家に所属する集団による分離は所属国家の領土保全原則を侵害し、国際法違反であると主張した。^③ 他方、コソボ支持諸国は同原則は分離集団のような非国家集団には適用されず、分離の対抗概念ではないと主張して対立した。コソボが主張する領土保全原則の解釈は、植民地独立付与宣言採択の際、諸国家が意図していた意味である。この点に関して勧告的意見は、国連憲章二条四項、友好関係原

則宣言およびヨーロッパの安全保障および協力に関する会議（CSCE）最終決定書（ヘルシンキ宣言）の規定を考慮すれば、領土保全原則の範囲は国家間関係の分野に限定されるとし、分離集団には適用されないと判断した。この判断から、勧告的意見は領土保全原則を分離の對抗概念ではないと解釈したとみることができるが、領土保全原則に関してはそれ以上は触れておらず、領土保全原則の意味についても明らかに示していない。

領土保全原則の意味および適用範囲に関して、クロフォード（J. Crawford）は、ケベック分離事件に関するカナダ連邦政府報告書において、自決権を規定するすべての文書は同時に領域国の領土保全尊重に関する留保条項を必ず伴っていること、また領土保全はその効果を受ける国家の利益を絶対的に保障する原則であり、それが国家内部からの挑戦であろうと、外部からの挑戦であろうと、領土保全を侵害しようとするいかなる行為にも對抗する原則であることは、国家実行からも証明されるとする見解を示していた。⁽⁵⁾ 同様にクリスタキス（F. Christakis）も、国際機構および諸国家の実行に基づき、国家内部の集団による分離圧力に対して国家の領土的現状を維持する意味で用いられていることを実証している。⁽⁷⁾ コソボ事件に関するコソボ裁判官反対意見も、領土保全原則について同様に解釈する立場から多数意見を批判している。⁽⁸⁾

また領土保全原則は分離集団のような非国家集団には適用されないとする勧告的意見の判断に関しても、学説において批判がある。その一つは、友好関係原則宣言（一九七〇年国連総会決議二六二五（XXV））自決原則に基づくものであり、同宣言第七パラグラフからすれば、非国家アクターに国際法人格を付与しており、領土保全は国内次元でも非国家実体に適用されることから、領土保全が分離集団に適用されないとする解釈は同パラグラフの存在意義を無視するというものである。⁽⁹⁾ もう一つは、諸国家の実行という視点からであり、クリスタキスは国際社会の「最近の実行と異なる」⁽¹⁰⁾と明言する。

3 問題の所在

勧告的意見は前述の領土保全原則の解釈に関して論証していない。このように論争のある領土保全の意味について、裁判所は諸国家および国際機構の実行にもまたコソボ事件手続過程での諸国家の議論にも言及せず、なぜこのような結論を導くことができるのかについて疑問が残る。

勧告的意見で触れた領土保全に関連する安保理決議は、独立宣言の過程で強行規範 (*ius cogens*) 違反を伴うとされた南ローデシア、北キプロスおよびスルプスカ共和国に関する決議だけであるが、以上のうち分離問題に関連するのは、北キプロス⁽¹¹⁾およびスルプスカ共和国であり、それらの二例とも第三国による分離への介入が領土保全侵害行為とみなされた。地域的国際機構を含む諸機構における分離問題に関する決議で領土保全原則に言及するものは本勧告的意見で言及した事例以外にも存在する。

自決権を規定するほとんどの条約および国際文書は同時に領土保全原則規定を伴っている。それらの中には、領土保全原則が非国家主体に適用されるとみなされる総会決議⁽¹²⁾、条約⁽¹³⁾および地域的文書⁽¹⁴⁾も存在する。コソボ事件勧告的意見によれば領土保全原則は非国家主体には適用されないとするが、そうであるならば領土保全原則が必ず自決権規定と並置された目的は何か、領土保全原則はどのような意味または役割が期待されてきたのか。本稿では自決権との関係における領土保全原則の意味について、関連する国家実行および条約、国際文書を手がかりに探りたい。

以下二では、主権国家に属する集団の分離をめぐる紛争の中で、一九九〇年代に発生し、他国の明確かつ直接的介入がない事例として、ザイル（現コンゴ民主共和国）、コモロ、およびボスニア・ヘルツェゴビナを取り上げ、国際機構または地域的国際機構が領土保全原則の意味に関してどのように捉えているかを検討する。次に三では、コソボにおける国連暫定統治を決定した安保理決議二二四四に関し、コソボ事件に関する勧告的意見において、そして同決議の採

扱をめぐる安保理審議において領土保全原則の意味がどのように捉えられているのか、そしてコンボ事件勧告的意見が付与されたのを受けて国連での諸国家の対応の中で領土保全原則の意味がどのように捉えられているのかを考察する。そして四では、領土保全原則の意味に関して、国際連盟時代におけるオーランド諸島事件報告書、自決権と関係づけて領土保全原則を規定する代表的国際文書である友好関係原則宣言、分離の事例の一つであるバングラデシュに関する法律家委員会の見解、そしてケベック事件に関するカナダ連邦最高裁諮問意見を手がかりに、領土保全原則の意味がどのように捉えられているのかを考察する。

二 分離の事例における領土保全

1 ザイール

ロンゴ共和国 (Republic of the Congo) の独立宣言 (一九六〇年) から二週間後に発生したカタンガ州 (Katanga Province) の分離独立紛争の場合は、カタンガの分離独立に旧植民地施政国ベルギーが軍事介入した。このベルギーの介入に関して安保理は領土保全侵害行為とみなした。安保理は同軍隊の同領域からの撤退を要請し (安保理決議一四三 (一九六〇) 第一パラグラフ)、コンゴ政府の権限行使を妨害する (impede) いかなる行為も、またコンゴ共和国の領土保全および政治的独立を侵害するいかなる行為も差し控えるよう要請し (安保理決議一四五 (一九六〇) 第二パラグラフ)、安保理決議一四三にもとづき、国連コンゴ活動 (Opération des Nations Unies au Congo / ONUC) を派遣し、またカタンガに対する経済封鎖を実施してコンゴの領土的現状を保護した。¹⁵⁾ その後一九六五年から三二年間続いたモブツ政権の下で、一九七一年に国名をザイール共和国 (Republic of Zaïre) と改称 (一九七七年コンゴ民主共和国

Democratic Republic of the Congo / D R C に改称) したが、ザイル国内の民族間、地域間での紛争が多発し、国民の一体性は形成されたとはいえない。

一九九一年、連立政権が成立したがザイル国内の政情は不安定であった。翌一九九二年、カタンガ州の唯一の代表政党、カタンガ人民会議 (Katangese Peoples' Congress) 議長は人および人民の権利アフリカ委員会 (African Commission on Human and Peoples' Rights) に、カタンガの独立達成を支持する権利を有する解放運動としてカタンガ人民会議を承認すること、およびザイルのカタンガからの撤退の保障を支援することを要請した。同要請を受けて同委員会は一九九五年、以下のような理由により、「人および人民の権利に関するアフリカ憲章のもとではカタンガ独立は請求するに値しない」と判断した。

(同集団の) 自決が否定されているという主張以外には、具体的に人権が侵害されているとする申し立てはない (第二パラグラフ)。

自決権の主体である人民の定義およびその内容に関しては論争がある。本件での問題は、人民とされるのが、すべてのザイル人ではなく、特別にカタンガ人とされていることである。カタンガ人が単一または複数の民族集団で構成されているかどうかは、本件の目的にとっては重要なことではないし、その趣旨での証拠は提出されていない (第三パラグラフ)。

自決は、独立、自治、地方行政、連邦制、国家連合、中央集権制 (unitarism) その他、人民の希望に合致する関係の形態であるだけでなく、主権および領土保全のような他の承認された原則と完全に合致する方法で行使されるものと信ずる (第四パラグラフ)。

本委員会は O A U 加盟国でありアフリカ人権憲章の締約国であるザイルの主権および領土保全を支持する義

務がある(第五パラグラフ)。

ザイルの領土保全について異議を唱えなければならぬような人権侵害の具体的証拠は存在しないこと、およびカタンガ人民に関して一三条一項に保障されている政府への参加権が否定されているとする証拠も存在しないことから、委員会は、多様な自決の態様がある中で、ザイルの主権および領土保全と相容れる態様を行使すべきという見解に至った。

以上の理由により、委員会はアフリカ憲章における権利侵害の証拠はないと宣言する。¹⁶⁾

同委員会意見を見る限り、他国の関与については言及されていない。本件のように他国の関与のない、カタンガ住民自身の意思に基づく分離の場合にも、同委員会はザイルの領土保全の支持を表明し、カタンガのザイルから分離独立する権利は否定した。同委員会はザイルの領土的現状を維持しながら、カタンガ人民の自決権は、いわゆる内的自決という態様の自決権として行使されるべきだと判断したとみることができる。安保理決議一七五六(二〇〇七)、一七七一(二〇〇七)、一八〇四(二〇〇八)、および国連総会決議六〇/一七〇(二〇〇五年)はいずれも「DRCの主権、統一および領土保全尊重を再確認」している。

なお、本件で同委員会は、カタンガ住民に対するザイル政府による人権侵害の証拠はないと認め、そのような場合にはカタンガ住民の自決権は内的自決の態様で行使されるべきとしている。同事例に関しては、コンゴ事件勧告的意見におけるユスフ裁判官個別意見が「人および人民の権利アフリカ委員会はカタンガ人民の人権がザイル政府によって深刻に侵害され、政府への参加権が否定されたことが明確に示されない限り、内的に自決権を行使すべきと考えた」と述べて、ザイル政府によるカタンガ住民に対する重大かつ深刻な人権侵害がある場合には、ザイルの領土保全は保護されず、カタンガ住民の分離権が認められる可能性を示唆している。¹⁷⁾

2 コモロ

コモロ (Union of the Comoros / コモロ連合) はグラランド・コモロ島、アンジュアン島、モヘリ島およびマイヨット島で構成され (総面積二〇三三平方キロ、仏領マイヨット島を除くと二八六二平方キロ)、フランスの自治領の地位にあったが、一九七五年、住民投票によりマイヨット島を除く三島は多数票が独立を選択し、コモロ共和国として独立を宣言し、マイヨット島はフランス統治下に留まることを選択した⁽¹⁸⁾。コモロ共和国の国名は一九七八年にコモロ・イスラム連邦共和国、二〇〇一年にコモロ連合となるが、コモロは一貫してマイヨット島を含む四島全体を自国領土として主張している。ただしコモロでは独立以降も四島の住民の間には政治的一体性は形成されていない⁽¹⁹⁾。

一九九七年八月一三日、アンジュアン島およびモヘリ島は、それぞれフランスへの統合 (後には独立) を宣言したが、グラランド・コモロ島のコモロ政府はそれらの分離を拒否し、分離運動鎮圧のためにコモロ政府軍がアンジュアン島に動員され、武力衝突が発生した。フランスは、自国への二島の帰属要求を拒否し、同分離問題に関してはOAUでの調停を通じた解決を主張して自国は関与しない姿勢を示した⁽²⁰⁾。同分離問題に関し、OAUおよび国際社会はそれらの実体の独立を承認せず、コモロの分離問題に対しては、OAUの基本原則である国家の統一および領土保全尊重のため、あらゆることをすると宣言し⁽²¹⁾、コモロ監視団 (Observer Mission in the Comoros / O M I C) を派遣し、アンジュアン島に対する経済封鎖を実施する一方⁽²²⁾で、二月一〇日―一三日、再統一に向けて当事者間の調停を試みた⁽²³⁾。

一九九九年四月、当事者間協議において、アンタナナリボ協定 (Antananarivo Agreement) 案が提示され、コモロ領土を構成する各島の自治は拡大するが、コモロは統一国家として維持することを骨子とし、コモロは連邦国家体制となり、各島ごとに大統領、議会および地方政府を置き、連邦政府の大統領は四年ごとの輪番制とすること等が提案されたが、アンジュアン島が各島の自治はコモロの領土保全を危険にさらすとして同案に反対したため合意は見送られた⁽²⁴⁾。

二〇〇〇年四月、アンジュアン島が、同島の独立もフランスへの統合も回避することで基本的に合意したことから、二〇〇一年二月一七日、反対政党を含むすべての紛争当事者により、和解に関するOAU（アフリカ統一機構）枠組協定（Fomboni All-Party Framework Agreement / フォンボニ協定）が署名され、同協定においてアンタナナリボ協定案に含まれていた原則がほぼ全て確認された。フォンボニ協定により、コモロは連邦国家体制のもとで統一と領土保全とを主要目的とすることで合意され、同目的はコモロ連合憲法（二〇〇一年憲法）において確認された。

コモロにおける一連の分離の主張に関して、旧植民地施政国のフランスを含めて他国は分離を支援する干渉を否定しており、従って分離はアンジュアンおよびモヘリ住民の意思に基づく行為とみることができる。⁽²⁵⁾ 本件の紛争解決に尽力したOAU/AUの諸機関は、アンジュアン島およびモヘリ島の分離の動きを一貫してコモロに対する領土保全侵害行為とみなして非難し、コモロ諸島の再統一および連合体制のもとでの統治を支持した。⁽²⁶⁾

3 ポスニア・ヘルツェゴビナ

スルプスカ共和国の独立問題はユーゴスラビア社会主義連邦共和国（旧ユーゴ）の連邦解体に起因する。同連邦解体以前、ボスニア・ヘルツェゴビナの人口は約四三〇万人で、その民族構成はムスリム四四％、セルビア民族三三％、クロアチア民族一七％であった。一九九二年二月二九日から三月二日、ボスニア・ヘルツェゴビナでは連邦からの独立を問う住民投票を実施し、セルビア民族はボイコットしたが、独立賛成票多数の結果を受けて三月、独立を宣言し、四月六日、欧州連合は正式にボスニア・ヘルツェゴビナの独立を承認した。他方、旧ユーゴからの分離独立をめぐり、ボスニア・ヘルツェゴビナ内の三民族間での主張の対立から大規模な武力紛争に発展する中で、四月七日、同領域内のセルビア民族集団が独立を宣言し、その後、国名を「スルプスカ共和国（Republika Srpska / セルビア人共和国）」と主張

した。スルプスカ共和国独立宣言を受けて、安保理は一九九二年一月一六日、「ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の領土保全の厳格な尊重を、すべての当事者およびその他の関係者に要請し、これに反して一方的に宣言された実体もまた強制された取極も受け入れられないことを強く再確認」(para 3)⁽²⁹⁾する安保理決議七八七を採択した。

同決議に関し、セルビアはコソボ事件勧告的意見手続きで提出した陳述書において、同決議における「すべての当事者」とは、明らかに国内の非国家集団を含み、ボスニア・ヘルツェゴビナ領土内部に居住するセルビア民族による分離独立行為がボスニア・ヘルツェゴビナに対する領土保全侵害行為とみなされたものであり、従って領土保全原則が非国家主体に適用された事例であると主張した。セルビアの弁護人および補佐人の立場からシヨウ(M.N.Shaw)も同様に、安保理決議七八七に関して、主権国家内部の非国家実体に対して領土保全原則が直接的に適用されることを国際社会が承認したことを明らかに示す例と捉えている⁽³⁰⁾。ただし実際に安保理決議七八七採択をめぐる審議において、スルプスカ共和国の独立宣言に関して主張されたのは、周辺国による武力介入をはじめとする関与を領土保全原則違反として非難するだけではなく、民族浄化、ジェノサイドまたは人権侵害政策といった国際法違反による、国際的境界線の変更も拒否することが強調されており、独立宣言の過程で国際法規範の違反を伴うことが問題とされているという点で、これらは勧告的意見の判断に一致する⁽³¹⁾。

ボスニア・ヘルツェゴビナにおける武力紛争は一九九五年、デイトン合意(General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina)により一先ず終息した。同合意にもとづき、ボスニア・ヘルツェゴビナはボシュニャク(ムスリム)およびクロアチア民族を主体とするボスニア・ヘルツェゴビナ連邦と、セルビア民族で構成されるスルプスカ共和国という二つの主体(entity)から成る国家となった。同合意はボスニアの主権および領土保全尊重を規定⁽³²⁾し、上級代表(High Representative for Bosnia and Herzegovina)を和平合意民生部門履行の最高責任者とした。と

ところがボスニア・ヘルツェゴビナの構成主体とされたスルプスカ共和国によるボスニア・ヘルツェゴビナからの分離の動きが二〇〇七年以降再燃している。この時期の分離をめぐる状況においては、直接的には第三国の介入を伴っていない。にもかかわらず、安保理をはじめとする国連機関は、以下のように非国家主体であるスルプスカ共和国による分離の動きに関して、領土保全を侵害するとして非難している。⁽³³⁾

二〇〇八年一〇月、上級代表報告書により、以下のように安保理において報告された。

スルプスカ共和国議会 (National Assembly) は、スルプスカ共和国は主権を有する国家としての特徴を有し、ボスニア・ヘルツェゴビナから分離するための住民投票の権利があると再度主張した。このようなスルプスカ政府の民族主義的動き、 Dayton 合意に対立する論理は、ボスニア・ヘルツェゴビナの主権と領土保全および憲法秩序のみならず上級代表の権限に挑戦するものであり、 Dayton 合意を侵害し、ボスニア・ヘルツェゴビナの領土保全に異議を唱え、国家の構成構造 (constituent structure) の一方的変更を推し進めようとするものとして非難する。

六月二四―二五日、平和履行評議会運営委員会 (Peace Implementation Council Steering Board) は、スルプスカ共和国の分離の動きを「ボスニア・ヘルツェゴビナの主権、領土保全および憲法秩序への挑戦」として深刻かつ重大な懸念をもつと表明した。⁽³⁴⁾

このようなスルプスカ共和国による分離の主張に関し、安保理は一一月二〇日、安保理決議一八四五（二〇〇八）を採択し、「国際的に承認された境界線内部において旧ユーゴのすべての諸国の主権と領土保全を維持することを再確認」(前文パラグラフ二) し、「Dayton 合意および同付属書の実施を支持するコミットメントを強調する」(パラグラフ四) と表明した。スルプスカ分離問題をめぐる安保理審議において、ベトナムはボスニア・ヘルツェゴビナの領土保全を侵

害する行為とみなして非難し、クロアチア、フランス、米国、英国およびイタリアは平和履行評議会運営委員会または上級代表の前述のような見解に同意することを表明し、中国はボスニア・ヘルツェゴビナの主権および領土保全を尊重すると発言した。⁽³⁵⁾

次いで、二〇一一年五月九日付上級代表によるボスニア情勢に関する報告は、四月一三日、スルプスカ議会が住民投票実施に関する決定を採択したことを明らかにし、同決定に加え、スルプスカ当局は国の安定性に繰り返し脅威を与え、解体を支持することによりボスニア・ヘルツェゴビナの主権および領土保全に公然と異議を唱えているが、このような行為はデイトン合意違反、および憲法枠組の重大な違反であり、またボスニア・ヘルツェゴビナの主権および領土保全に対する侵害であり、また上級代表への直接攻撃であるとし、以上の理由により、国際社会がボスニア・ヘルツェゴビナの領土保全支持を決定するよう要請した。

同報告を受けた安保理でも、多くの理事国はスルプスカ共和国の行為をボスニア・ヘルツェゴビナの領土保全侵害行為とみなしている。南アは、ボスニアでの新事実は潜在的に同国の主権および領土保全を侵害するものと主張し、⁽³⁷⁾ ポルトガル、中国、レバノン、EU、トルコ、クロアチアは、ボスニア・ヘルツェゴビナの領土保全は維持すべきと主張している。⁽³⁸⁾ また、米国、英国およびドイツはスルプスカ共和国の一連の行為がボスニア・ヘルツェゴビナの領土保全侵害行為であるとすする部分を含め、上級代表の報告への支持を表明している。⁽³⁹⁾ 一九九二―一九九三年、ボスニア・ヘルツェゴビナの領土保全に言及する安保理決議は多く採択され、同決議において、ボスニア・ヘルツェゴビナおよび地域のすべての諸国の主権、領土保全および政治的独立の尊重が再確認され、⁽⁴⁰⁾ 安保理審議においても、セルビア民族勢力等による分離主義的政策 (separatist policies) による国際的または国内的境界線のいかなる変更もまた領土取得も非難する意見が表明された。⁽⁴¹⁾

三 コソボをめぐる国連審議における領土保全

先に二で考察したザイール、コモロおよびボスニア・ヘルツェゴビナにおけるいずれの分離の場合も、分離集団の行動に対する第三国の直接的関与はないとみられるが、これらの国家に属する集団の分離の主張は領土保全侵害行為とみなされて非難されている。言い換えれば以上の事例では、非国家主体に関して、領土保全原則が適用されている。コソボ事件勧告的意見においては領土保全原則の適用範囲は国家間関係に限定されると解釈したが、実際に領土保全原則の適用範囲は国家間関係には限定されず、国家内部の非国家主体にも適用されている。

次にはコソボにおける国連暫定統治の実施を規定した安保理決議一二四四、そしてコソボ事件勧告的意見付与以後における国連審議を手掛かりに、諸国家が領土保全原則をどのように捉えているかを検討したい。

1 安保理決議一二四四

(1) 勧告的意見における安保理決議一二四四

コソボ事件勧告的意見においては、安保理決議一二四四に関する解釈に重点が置かれている。安保理決議一二四四は「ユーゴスラビア連邦共和国（新ユーゴ（FRY）の領土保全原則」には三回言及し、そのうち一回は「ヘルシンキ最終議定書に規定された領土保全原則」（同決議前文）とし、二回はランブイエ合意案と並置して規定されている（同決議付属書一および同二）。同規定に関して、セルビアおよびその支持諸国はFRYおよびその後継国としてのセルビアの領土的現状を維持しコソボの分離を排除する意味であると解釈し、この安保理決議に違反する独立宣言は安保理の権限に挑戦する行為であり、また特別代表の権限を侵害するとして非難した。他方、コソボ支持諸国は、(i)領土保全原則

は国家間関係を規律する原則であるので、非国家主体には適用されず、(ii)同決議は暫定期間に関する法枠組であり、たとえセルビアの領土保全尊重を規定しているとしても、暫定期間に限定され、(iii)ヘルシンキ最終議定書は自決原則に関しても規定しており、同議定書では規定された一〇原則すべては同等に位置づけられており、領土保全原則だけが他の国際法原則に優先するわけではないと主張した。

勧告的意見では前述のとおり、一般国際法における領土保全原則の適用範囲に関しては国家間関係に限定されると判断した。また安保理決議一二四四における「F R Y の領土保全」の意味に関しては明確にしていないが、安保理決議一二四四における領土保全の適用範囲という視点から、安保理の実行をみれば、非国家実体への拘束力ある義務を課すときは、その旨対象実体を具体的に明記するが、同決議は非国家主体への義務を規定していない」(paras.115-119)と述べている。

しかしこのような勧告的意見の解釈に対して、コロマ裁判官反対意見は、「安保理決議一二四四採択時において、F R Y およびセルビアの領土保全支持という諸国家の意図があった」と認めており、同決議における領土保全規定に関しては、セルビアの領土的現状を維持する意味として捉えている。同様の見解は、スコトニコフ裁判官反対意見およびベヌーナ裁判官反対意見⁽⁴¹⁾においても示されている。

(2) 安保理決議一二四四採択をめぐる審議

安保理決議一二四四採択をめぐる審議においても、領土保全原則の適用範囲および意味に関する捉え方に関しては、理事国間の見解は異なっている。オランダの以下の発言は、領土保全原則がコンボのような非国家集団に適用されるとみなしているかどうかに関しては直接的に明言していない。しかし国家主権尊重を基本原則に据えた国連憲章起草当時

よりも国際法は発展し、「人権および基本的自由の尊重が、国家の領土保全よりも優先されるようになった」とする発言から、国家の領土保全原則に関して国家内部の集団の分離圧力に対抗して国家の領土的現状を絶対的に維持する概念とは捉えていないとみることができる。

コソボ危機が過去の出来事になったとき、国家の主権および領土保全の尊重と人権および基本的自由の尊重とを比較するときどちらが重要なのか、のみならず国家の主権および領土保全から人権および基本的自由への優先度のシフトに関して焦点を当てて安保理において議論したいと願う。⁽⁴⁵⁾

他方、FRY、ロシア、中国およびアルゼンチンが領土保全原則に言及した以下のような発言は、いずれもコソボの分離独立に対抗してFRYの領土的現状を絶対的に維持する概念として領土保全原則を捉えているとみることができる。

(FRY) FRYの領土保全および主権を尊重し、コソボの最高レベルの自治を可能にするこの（コソボ）危機への政治的解決への準備がある。⁽⁴⁶⁾

(ロシア) 決議案はFRYの主権および領土保全へのすべての諸国のコミットメントを明確に再確認する。⁽⁴⁷⁾

(中国) FRYの主権および領土保全尊重を基礎としたコソボ問題の平和的解決を支持する。決議案は国連憲章の目的および原則、安保理の国際の平和および安全の維持に関する主要な責任、加盟国としてのFRYの主権および領土保全へのすべての諸国のコミットメントを明確に再確認していることに鑑み、中国は決議案採択を阻止しない。⁽⁴⁸⁾

(アルゼンチン) 安保理決議二二四四がFRYの主権および領土保全尊重をコソボ危機への最終的な政治解決の基礎としているのは、同決議の重要な要素の一つである。⁽⁴⁹⁾

以上から、領土保全原則の解釈および適用範囲に関しては、安保理理事国の中での見解にも対立があり、少なくとも

ロシア、中国およびアルゼンチンは国家の領土保全尊重原則は非国家主体による分離に対抗する概念、すなわち非国家主体にも適用される概念とみなしている事実が明らかである。なお、同審議においては、FRYの領土保全には繰り返し言及されたが、コンボの独立に関して触れている発言は皆無であり、一九九九年まではコンボの独立の選択肢については安保理事国は総じて否定的であったことから、同決議における「FRYの領土保全」の文言を、FRYの領土の現状を維持する趣旨と捉えていた諸国が存在していたと行うことができる。

2 勧告的意見後の国連の対応

(1) 国連総会の対応

勧告的意見が付与されて五日後の二〇一〇年七月二七日、セルビアは同勧告的意見に関する声明書⁵⁰⁾を国連事務総長宛てに送付し、「二〇一〇年七月二二日に国際司法裁判所が付与した勧告的意見に関するセルビアの立場」として、コンボ州の最終的地位は未定であり、コンボを国家として承認することはセルビアの領土保全および主権の侵害行為であり、「安保理決議一二四四およびコンボ憲法枠組は拘束力を有し、かつ適用は継続されており、これらは（UNMIK最高責任者）国連事務総長特別代表にも適用される。この点に留意すれば、コンボ州は国際レジームに属しており、その最終的地位が未定のままであるのは明らかである。従って独立主権国家ではない」とする見解を明らかにした。

同時にセルビアは国連総会決議案⁵¹⁾として「コンボの一方的独立宣言の国際法上の合法性に関する国際司法裁判所勧告的意見に留意し」(para.1)、「同勧告的意見の継続的検討 (follow up) を第十六六会期の議題に含める」(para.3) ことを提案したが採択には至らなかった。⁵²⁾

セルビア提案に代わり、二七カ国共同で、総会はコンボの地位問題に関する審議は再開せず、当事者間の協力関係に

関連する実践的問題を扱おうとする趣旨で、セルビアの領土保全にもコンボの政治的地位にも言及しない、以下のような決議案が提出された。

国際司法裁判所勧告的意見を受けて、

1 勧告的意見内容を認め、

2 EUによる当事者間の対話プロセスを促進する準備を歓迎する。対話プロセスそのものが地域の平和、安全

および安定の要因となり、対話は協力を促進しEUへの道程を促進し、人民の生活向上を達成するであろう。⁽⁵³⁾
同二七カ国提案は九月九日、コンセンサスにより採択された。⁽⁵⁴⁾

(2) 国連審議

領土保全原則の適用範囲に関して、前述のように勧告的意見は、同原則は国家間の領域だけに適用され、非国家主体には適用されないと判断したが、そのような勧告的意見における解釈を受けて、諸国家による同原則の捉え方に変化はみられるだろうか。勧告的意見が示された後、同二七カ国決議案をめぐる総会審議およびコンボ問題をめぐる安保理審議では以下のような発言が見られる。セルビアは「国連加盟国の実質的多数諸国は継続的にセルビアの主権、領土保全を尊重している」と主張し、ベネズエラ、⁽⁵⁵⁾ガボンおよびロシアは「セルビアの領土保全」に言及しているが、これらの発言における領土保全は、コンボの分離に對抗してセルビアの領土的現状を維持する意味で用いられているとみることができ。中国、⁽⁵⁹⁾アゼルバイジャン、⁽⁶⁰⁾ブラジルの「主権と領土保全尊重原則」への言及も、同様の趣旨であり、また国連総会における決議案審議においては、インド、⁽⁶²⁾インドネシア、およびイランといったコンボ未承認諸国が同様に「主権と領土保全尊重原則」に言及している。以上の諸国は領土保全原則を非国家としてのコンボにも適用される、分離に

対抗する概念として捉えているとみることができるとは、

他方、コソボを国家承認したバノン⁽⁶⁵⁾、英国⁽⁶⁶⁾、米国およびトルコは「コソボの独立、主権および領土保全」支持を主張し、フランスは紛争当事者同士の対話の促進を強調している⁽⁶⁷⁾。ただし、同決議案に関し、領土保全原則規定の追加修正を強調する発言はみられない⁽⁷⁰⁾。

諸国家が捉えている領土保全原則の意味に関しては、以上の審議内容からは必ずしも明確ではないが、勧告的意見付与後の実行においても、国家内部の集団の分離圧力に対抗して国家の領土的現状を維持する概念とする解釈を依然として堅持している諸国がある。勧告的意見付与を受けて、諸国家が直ちに裁判所が示した領土保全に関する解釈を受け入れたと言うことはできないであろう。

四 自決権と領土保全原則

1 国家実行における領土保全原則

前述のように、自決権を規定するほぼすべての国際文書はまた同時に国および国家の領土保全原則を強調している⁽⁷¹⁾。その意図について、一般的な場合には自決権は、いわゆる内的自決の意味の権利として、人民が所属する国家の領土的現状を維持しながら、国際的境界線内部で実行されるが、特別な条件の下では、人民の自決権は外的自決の意味の権利に転換し、「人民」集団の所属国家からの分離独立が認められるとする解釈がある⁽⁷²⁾。このような解釈によれば、領土保全原則は一般的な場合には集団の分離権の行使を制限する役割をもち、その適用範囲は国家間だけではなく、また国家内部の非国家集団にも及ぶ原則であることを意味する。

このような領土保全原則が自決権行使を制限する役割を有するとの見解は、国際連盟期におけるオーランド諸島事件報告書(一九二〇—一九二二年)、国連総会決議友好関係原則宣言自決原則第七パラグラフの意味に関する諸国家の見解、バングラデシュのパキスタンからの分離独立に関する国際法律家委員会の意見(一九七二年)、ケベック分離問題に関するカナダ連邦最高裁諮問意見(一九九八年)においても示されており、また学説においても主張されている。

(1) オーランド諸島

国際連盟期、フィンランド独立(一九一七年)後、同国に帰属することになったオーランド諸島住民がスウェーデンとの統合を主張したことから、そのような住民の意思に基づく同諸島の領土主権の変更が認められるかどうかの問題が国際連盟に付託された。⁽⁷³⁾

オーランド諸島問題に関する国際連盟法律家委員会報告書は、国家に所属する少数者集団への自決原則の適用を、国家主権が確立している場合と国家が変遷過程にある場合とを分けて論じ、国家主権が確立している場合、すなわち一般的な場合には当該国家の領土的現状の変更という事項は主権の属性であり、従って国内問題とされるが、国家主権が確立しておらず変遷過程にある場合は当該国家の領土主権は未確立とされて実定法(positive law)の正規の規則は適用されず、人民集団の自決原則が役割を果たすと述べている。⁽⁷⁴⁾ 後者の場合に関し、同問題に関する報告者委員会報告書は、少数者がその所属する国家から分離し他国に統合すること—すなわち分離は、あくまでも例外的な解決方法であると断っているが、領域国が少数者の保護のための正当かつ効果的な保障(effective guarantees for protection)を与える意思または実施する力が欠如している場合には、少数者を保護するための最終手段とみなされると述べている。⁽⁷⁵⁾

これらの報告書からすれば、後者のように国家が自国内の集団の人権を侵害しているという特別の状況にある場合に

は、例外的に当該集団の分離権が認められるが、そのような状況にない限り、すなわち前者のような一般的な場合には、国際法は国家の領土保全を保護し、その領土的現状の維持を保障すると理解することができる。これに関連し、コソボ事件に関する国際司法裁判所勧告的意見手続きにおいて、フィンランドは前述の報告者委員会報告書に言及し、ユーゴをめぐる長期的戦争の場合は後者の場合、言い換えれば内的自決レジームが有効に機能すると予測できない場合に該当し、コソボはセルビアからの分離が認められると主張した。⁽⁷⁶⁾ 以上の見解は、国家が通常の状態にある場合には、自決権は国家の領土保全を侵害しないことを確認していると捉えることができる。⁽⁷⁷⁾

(2) 友好関係原則宣言

友好関係原則宣言自決原則第七パラグラフは以下のように規定する。

前記パラグラフのいかなる部分も、右に規定された人民の同権および自決の原則に従って行動し、それゆえ人種、信条または皮膚の色による差別なくその領域に属する人民全体を代表する政府を有する主権独立国家の領土保全または政治的統一を、全部または一部、分割または毀損しうるいかなる行動をも承認しまたは奨励するものと解釈してはならない。

同パラグラフは人権に関する世界会議で採択されたウィーン宣言および行動計画（一九九三年）⁽⁷⁸⁾において、また一部表現を変えて国連総会五〇周年記念宣言（一九九五年）⁽⁷⁹⁾ および人種差別禁止条約委員会一般勧告（一九九六年）⁽⁸⁰⁾ において、繰り返し確認されている。

コソボ事件勧告的意見手続きにおいてセルビアは、同宣言自決原則に関する準備作業 (*travaux préparatoires*) 記録における第七パラグラフに関するイタリア代表 (Arangio-Ruiz) の以下の意見を引用して、領土保全原則を国家内部

の集団による自決権―分離権の主張に対して国家の領土的現状および政治的一体性を保護する目的で同宣言に規定された主張している。⁽⁸¹⁾

自決原則の受益者（主体）が人民であるということが明らかになったので、論理的に国家の領土保全と政治的統一とを保護する規定が必要になった。これは国際的レベルで扱わねばならない問題である。独立が宣言されるのは確かに国内法レベルであるが、憲法規定は国際的レベルにおいては国家の領土保全と政治的一体性を保護できない。そのような保護条項が国際法になれば、自決原則は国家の領土保全と政治的一体性を破壊するために援用される可能性がある。人民が定義されていないので、どのような集団でも自決原則の援用ができることになり、

集団による自決権の行使によって国家の領土保全が破壊される危険から保護するため、場合ごと (*ad hoc*) の保護は絶対必要である。⁽⁸²⁾

しかし友好関係原則宣言を起草した特別委員会における審議からすれば、セルビアの解釈とは異なり、特別の条件の下で分離権を認めようとする意見もあり、少なくとも同パラグラフは、分離権を絶対的に認めず、国家の領土的現状を絶対的に保護しようとする趣旨ではない。⁽⁸³⁾ 友好関係原則宣言自決原則に関してリンガート (C. Rynjaert) は、「国家間次元 (inter-state dimension) の領土保全を強調しているが、また領土保全原則の国内次元 (intra-state dimension) にも関連する」とし、「領土保全には国内的次元があり、国際法または少なくとも総会は、最終的救済手段として分離を留保する一方で、領土保全を国内関係の一般原則として用いている」と述べる。⁽⁸⁴⁾ この見解によれば同パラグラフは、国内のすべての人民の自決権を尊重している国家の場合、言い換えれば一般的な場合には、国家内部で発生する分離の動きから国家の領土的現状を維持する趣旨と捉えるべきであろう。

(3) バングラデシュ

一九七二年、パキスタンの旧東部領域を構成していたバングラデシュによるパキスタンからの分離独立⁽⁸⁵⁾に関し、国際法律家委員会 (International Commission of Jurists) は、領土保全原則と自決権との関係に関する見解を示していた。

領土保全原則は政府が人民の同権とすべての人民を差別なく代表していることを要件とする。もしも構成する人民の一部が法の下での平等の権利を否定され、差別されるとき、かれらの自決権が完全に復活する⁽⁸⁶⁾。

この見解は国家の領土保全を人民の分離権と関係づけて捉えており、国家の領土保全が人民の分離権行使を制限する意味をもつことを示唆する。

(4) ケベック

ケベック分離問題に関するカナダ連邦裁諮問意見 (一九九八年)⁽⁸⁷⁾ は、領土保全と自決権との関係について以下のように述べている。

国際法は国民国家 (nation states) の領土保全に非常な重要性を置いており、従って自決の国際法原則は既存国家の領土保全尊重の枠内で発展してきており、自決権を規定するすべての国際文書はまた同時に国および国家の領土保全原則を強調している。国連世界人権会議ウィーン宣言 (一九九三年)⁽⁸⁸⁾、国連五〇周年記念総会宣言 (一九九五年)⁽⁸⁹⁾、C S C E ヘルシンキ最終議定書 (一九七五年)⁽⁹⁰⁾ 等、人民の自決権の存在を支持する多様な国際文書はまた、そのような権利の行使が既存国家の領土保全または主権国家間の関係の安定への脅威にならないように、十分に制限すべきという結論を支持する規定を並列的に含んでいる⁽⁹¹⁾。

そしてこれらの実行は、国際法が自決権が既存国家の枠組内部で、常にこれらの国家の領土保全を維持しつつ、

人民によって行使されるように期待しており、自決権に関する国際法の一般的状态は、同権利が当該国家の領土保全に優先的な保護が付与される範囲内で効力を有する（operate）⁹⁵ことを示す。すなわち一般的な場合には国家の領土保全が優先的に保護され、人民の分離権の行使は制限され、特別な場合に「人民」とみなされる非国家集団の分離権の行使が認められ、領土保全は保護されない。非国家集団の分離権が優先される特別な場合とは、旧植民地的状況、すなわち外国の従属、支配または搾取の下にある場合、または政治的、経済的、社会的および文化的発展を追求するために、政府への意義ある（meaningful）アクセスを否定された限定しうる集団（definable group）の場合であり、以上の三つの状況において、問題の人民は自決権を内行的に行使する可能性を否定されているゆえに、主権国家に所属する一部集団であっても外的自決の意味の自決権「すなわち分離権」が認められる⁹⁶。同意見からすれば、領土保全原則は非国家主体による分離権の行使を制限する意味があると解釈することができる。また領土保全原則の意味をそのように解釈すれば、領土保全原則は政府への意義あるアクセスを否定された集団が存在する国家には適用されないと捉えることができる。

2 領土保全原則の役割

冷戦終結後の欧州の新秩序を示すとされるCSC Eパリ憲章（一九九〇年）は次のように規定する。

我々は人民の同権と自決の権利は国連憲章および国家の領土保全に関連するものを含め、国際法規範に従う（E conformity with）ものと再確認する⁹⁷。

同規定は領土保全尊重が国家間関係における義務であるだけでなく、また人民の自決権行使を制限する原則でもあると解釈することができる。同規定はユーゴスラヴィアの状況に関するEC宣言（一九九一年）⁹⁸でも繰り返されている。

また旧ユーゴスラビア和平委員会調停委員会 (Arbitration Commission of the Peace Conference on the former Yugoslavia / バダンテール委員会) 第二意見⁽⁹⁾では、「自決権は独立時点での既存の国境線の変更を含んではならない」(第一パラグラフ)と規定しており、言い換えれば、自決権の行使は領土保全原則に従わなければならないことを意味すると捉えることができる。さらに欧州民族の少数者保護枠組条約(一九九五年) 二一条、および先住民族の権利に関する国際連合宣言(二〇〇七年) 四六条一項も領土保全原則を規定しており、これらの規定は集団による自決権の行使は分離権を含まず、既存国家の領土的現状を保護する目的で規定されたこととされている⁽¹⁰⁾。以上の国際文書から、領土保全原則は集団の分離権行使を制限する意味で規定されていることを確認することができる。

このような領土保全原則の意味については、学説においても認めるものがある。デュガードおよびレイチ (Dugard and D. Raic) は、「内的自決が外的自決に転換するその時点までは自決権の行使は国家の領土保全権利によって制限され……自決権の範囲と実施は国際法の下での国家の領土保全の基本的権利に照らして解釈しなければならぬ⁽¹¹⁾」とし、またヒギンズ (R. Higgins) は諸国家の実行を踏まえて自決権の意味を見れば、一般的な場合には、国家に所属する集団の自決権は所属国家内部において、いわゆる内的自決の意味の権利として行使されることが期待されると捉えている⁽¹²⁾。このように解釈すれば、少なくとも国家が自国に所属する集団に対して重大な人権侵害を行っているというような特別な状況がない限り、国家の領土保全原則は非国家主体による分離に対抗する概念とみなしていると捉えることができる。則ち、国家に属するすべての集団の人権が保障されている場合には、領土保全原則は国家の領土的現状を維持する役割を担い、他方、国家が自国内の集団の人権を深刻な状態にまで侵害する場合には、国家の領土保全原則よりも集団の自決権が優先され、当該国家の領土的現状は維持されない。このような領土保全原則の意味の捉え方は、コソボ事件勧告的意見の手続過程において諸国家の意見の中にも表明されていた。

五 結 び

一九九〇年代に発生した分離の事例において、国際社会は当事国の領土保全に関して以下のように対応した。

カタンガ住民の意思にもとづくザイルから分離独立の主張に関し、人および人民の権利アフリカ委員会は、ザイルの領土保全の支持を表明し、ザイルから分離独立するカタンガ住民の権利は否定した。同委員会は、自決の実施には独立や自治だけではなく多様な態様があり、主権および領土保全のような他の承認された原則と完全に合致する方法で行使されるべきものと表明した。そしてカタンガ住民に対するザイル政府による人権侵害の証拠はないと認め、そのような場合には、領土保全と相容れる態様で自決権を行使すべきという見解を示した。OAU、国連総会および安保理も同様に、カタンガの所属国家であるDRCの主権、統一および領土保全尊重を支持している。

アンジュアン島、モヘリ島およびマイヨット島による、フランスとの統合またはコモロからの分離独立の主張に対し、OAU/AUの諸機関および国際社会はそれらの各集団の主張を承認せず、これらの分離の動きをコモロに対する領土保全侵害行為とみなして非難し、コモロ諸島の国家的統一および領土保全尊重を宣言し、連合体制のもとでの統治を支持した。

ボスニア・ヘルツェゴビナからのスルプスカ共和国の独立宣言に対し、安保理はボスニア・ヘルツェゴビナ共和国の領土保全の厳格な尊重を要請した。同審議において理事国は、周辺国による軍事介入だけではなく、スルプスカ共和国住民の意思に基づく分離独立もボスニア・ヘルツェゴビナの領土保全を侵害する行為とみなして非難した。

以上の事例では、分離集団への他国からの直接的介入はなく、集団に対する政府の深刻かつ重大な人権侵害が存在せず、および政府の政策決定への集団の参加権の否定といった状況もない。そのような場合には国際社会は集団の分離権

の主張を領土保全侵害行為とみなして非難し、当該国家の領土保全尊重すなわち国家の領土的現状維持を支持している。以上の事例においては、領土保全原則は集団の分離権に優先して当該国家に適用され、当該国家の領土的削減または分断を阻止する役割を果たしている。このことは、国家内部の集団の人権が保障された国家においては、領土保全原則は非国家集団の分離権の行使を制限する役割を果たしていることを示唆する¹⁶⁾。

安保理決議一二四採択をめぐる審議においては、同決議に含まれる「SRYの領土保全」の文言をSRYおよびその後継国とされるセルビアの領土的現状の維持を意味すると捉える諸国が存在し、またコンボ事件勧告的意見付与以降の安保理および国連総会においても、同勧告的意見が示した領土保全原則に関する解釈とは異なり、領土保全原則を分離に対抗して国家の領土的現状を維持する概念とする解釈をとっている諸国が存在する。

このような領土保全原則の解釈は、条約および国際文書においても見ることができ、友好関係原則宣言、CSC Eパリ憲章、ユーゴスラヴィアの状況に関するEC宣言、欧州民族的少数者保護枠組条約および先住民族の権利に関する国際連合宣言といった国際文書およびケベック分離問題に関するカナダ連邦最高裁諮問意見等において言及された領土保全原則に関して、既存国家が国内のすべての人民の自決権および人権を尊重し、すべての人民を代表する政府が存在するということ条件を満たした国家の領土的現状を保護する意味で捉えられており、以上の条件を満たした国家においては、領土保全原則は人民の分離権行使を制限する役割をもつ原則と捉えられていることを確認することができる。

以上の国際社会の実行を自決権の視点から見れば、人民の所属国家が以上の条件を満たす限り、当該国家の領土保全原則に優先的な保護が与えられる。しかし自国の集団に対する深刻な人権侵害行為が国家によって実行された場合には、集団の自決権が当該国家の領土保全に優先され、集団による分離権の行使が認められるとする解釈を導くことができる。領土保全原則の意味を以上のように捉えれば、領土保全原則は一般的な場合には国家のみならず国家内部の集団にも

適用される原則となる。他方、所屬国家から分離独立する以外には有効な救済手段がない程度に集団に対して重大な人権侵害を行った国家に関しては、領土保全原則は適用されず、その領土的現状の維持は支持されない。実際に領土保全原則がそのような意味で用いられ、また役割を果たしているのかについては、本稿でとりあげた実行だけでは十分実証されたとは言えず、今後の国際社会の実行を通じてさらに検証する必要がある。

- (1) Expert Opinion prepared in 1992 upon request of the Government of Quebec: T.M. Franck, R. Higgins, A. Pellet, M.N. Shaw and C. Tomshack, "The Territorial Integrity of Quebec in the Event of the Attainment of Sovereignty," Advisory Opinion of the Supreme Court of Canada, Reference by the Governor-General concerning Certain Questions relating to the Secession of Quebec from Canada (hereinafter cited as "Reference re Secession of Quebec"), 1998, para.2.16.
- (2) 領土保全原則については拙稿「非植民地化以後の自決権の意味(一)——分離をめぐる国際社会の対応を追って——」『都立大学法学会雑誌』第三二巻一号一九九〇年、同「領土保全原則の現在」国際法学会編『日本と国際法の二〇〇年II陸・空・宇宙』三巻五号二〇〇一年三三二―三三六ページ、参照。
- (3) 拙稿「コンボ分離に関する国際法——ICJ勧告的意見要請を素材として——(一)」「同志社法学」第六二巻三号二〇一〇年、参照。
- (4) International Court of Justice Advisory Opinion, Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo, 22 July 2010 (hereinafter cited as "ICJ Advisory Opinion on Kosovo"), para.80.
- (5) James Crawford, "Response to Experts Report of the *Amicus Curiae*," Expert Opinions Accompanying the Attorney General's Reply Factum, Reference re Secession of Quebec, 1998, para.6.
- (6) これに対してケベック州政府のために作成されたアビ・サーブ報告書は、領土保全は国家間関係だけに適用され、国際法主体ではない人民集団は国際法である領土保全原則には拘束されないとする対立する見解を示した (Report by George Abi-Saab, "The Effectivity Required of an Entity that Declares its Independence in Order for it to be Considered a State in International Law," Expert Opinions Accompanying the *Amicus Curiae's* Factum, Reference re Secession of Quebec, 1998, para.73)。

- (7) Theodore Christakis, *Le droit à l'auto-détermination en dehors des situations de décolonisation*, 1999, Paris, 177-236.
- (8) 主権と領土保全尊重は現代国際法のの基本原則であり、国家の領土保全を支持してこるフランスが国際法の真実である (ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Dissenting Opinion of Judge Koroma, paras 20-23)。
- (9) Robert Mulharni, "A Note on the ICJ Advisory Opinion on Kosovo," 11 (8) *German Law Journal*, 2010, 878; Cedric Rymgaert, "Opinion ICJ Involving Questions of Public International Law the ICJ's Advisory Opinion on Kosovo's Declaration of Independence: A Missed Opportunity?" 57 *Netherlands International Law Review*, 2010, 491.
- (10) Theodore Christakis, "The ICJ Advisory Opinion on Kosovo: Has International Law Something to Say about Secession?" 24 *Leiden Journal of International Law*, 2011, 84-86; Olivier Corten, "Territorial Integrity Narrowly Interpreted: Reasserting the Classical Inter-State Paradigm of International Law," 24 *Leiden Journal of International Law*, 2011, 87-88; James Crawford, *The Creation of States in International Law*, 2nd ed., Oxford, OUP, 2006, 384-390; Dragan Gajin, Asim Jusic "ICJ on the Legality of Kosovo's Declaration of Independence: Analysis and Legal and Political Implications," <http://ssrn.com/abstract=1742250>, 4.
- (11) 北キプロスについてはトルコによる武力介入がキプロスに対する領土保全侵害行為とみなされた (安保理決議五四一 (一九八三))。
- (12) e.g., GA Res. 47/9, 28 October 1992 (Comoros); Art. 46 (1), GA Res. 61/295, United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, 13 September 2007.
- (13) International Criminal Court Statute, Art. 8 (3); Framework Convention for the Protection of National Minorities, Art. 21.
- (14) e.g., European Charter on Regional or Minority Languages, Art. 5.
- (15) SC Res. 146 (1960). 同様の規定は、一九六〇年九月二〇日に採択された国連総会決議一四七四 (E-S-IV) パラグラフ五(a)でも再確認されている。
- (16) *Katangese Peoples' Congress v. Zaïre*, African Commission on Human and Peoples' Rights, Comm. No. 75/92 (1995).
- (17) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Separate Opinion of Judge Yusuf, para. 14.
- (18) マイヨット島に関して、国連総会は一九七三年以降は毎年、同島を含むコモロの統一と領土保全尊重の必要性を確認する決議を採択している。一九八三年一月二日、国連総会決議三八/一三において「コモロ・イスラム連邦共和国のマイヨット島における主権を再確認」(第一パラグラフ) している。一九九二年一月二七日には、総会決議四七/九が「コモロ・イスラム連邦共和国のマイヨット島における主権を再確認」(第一パラグラフ) し、フランス政府にマイヨット島のコモロへの実効的かつ迅速な返還を保証するようにコモロ政府との交渉プロセス促進を要請 (パラグラフ二)

した。二〇〇九年三月には、フランス海外自治体からフランス海外県への地位変更が住民投票により採択され、コモロ政府および国際社会はフランスによる支配継続に反対しているが、事実上、マイヨット島ではコモロによる統治は及んでいない (Simon Massey and Bruce Baker, "Comoros: External Involvement in a Small Island State," Programme Paper APP 2009/1, p.13)。

- (19) Iain Walker, "What Came First, The Nation or the State? Political Process in the Comoro Islands," 77 (4) *Africa*, 2007, 585-590.
- (20) Christakis, *supra* note 7, 231.
- (21) OAU Council of Ministers, CM/DEC. 405 (LXVIII) ; DOC CM/2062 (LXVIII), June 1998.
- (22) Anneke Galama, "The Comoros: Independence or Back to Colonial Times?" Searching for Peace in Africa, 1999.
- (23) 同会議開催が待たれた二〇月二六日、アンジュマン島ではコモロからの分離独立の意思を問う住民投票が一方的に実施され、九九・八八%が分離を支持する結果となった (Terhi Lehtinen, "The Secessionist Crises on the Comoros Islands," www.conflicttransform.net/Comoros.pdf, p.59)。
- (24) Lehtinen, *supra* note 23, 63.
- (25) Department of International Relations and Cooperation, Republic of South Africa, "South Africa's OAU-mandated role in respect of the Federal Islamic Republic of the Comoros current status of conflict and involvement of international community," 13 February, 2004.
- (26) Christakis, *supra* note 7, 231; *idem*, *supra* note 10, 73-86.
- (27) 一九九九年一〇月二五日、紛争防止のためのOAUメカニズム中央機関 (Central Organ of the OAU Mechanism for Conflict Prevention) 決議二〇〇二年六月紛争防止のためのOAUメカニズム中央機関決議EX/CJ/42 (III) 同年七月紛争防止のためのOAUメカニズム中央機関決議CM/Dec. 664 (LXXVI) 二〇〇八年四月三〇日、AU平和・安全保障理事会 (Peace and Security Council/ PSC) 決議 PSC/PR/2 (CXXIV) 等。
- (28) Simon Massey and Bruce Baker, "Comoros: External Involvement in a Small Island State," Programme Paper APP 2009/1, p.5; Emma Svensson, "The African Union's Operations in the Comoros MABS and Operation Democracy," FOI, Swedish Defence Research Agency Report No. FOI-R-2659-SE, 2008, p.21.
- (29) S/RES/787, 16 November, 1992.
- (30) ICI Advisory Opinion on Kosovo, Malcolm N. Shaw, Serbia, Verbatim Record, CR 2009/24, para. 9.
- (31) 国際司法裁判所勧告的意見では、同決議に言及し、前述のとおり、スルブスカ共和国の分離独立が非難されたのは、独立宣言がなされた時点で違法な武力行使またはその他、ことに強行規範とされる一般国際法規範の重大な違反を伴う状況があったことが理由であり、独立宣言の一方的性格を

れ自体が理由ではない(同意見パラグラフ八一)とみなしている。

- (32) 同意意には当事者として、ボスニア・ヘルツェゴビナ中央政府と並び、二主体のうちの一方ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦が署名しており、また同付属書ではモスタル市の二市長とEJ行政官が署名している。この点に関して、セルビアは勧告的意見手続において、ボスニア・ヘルツェゴビナを構成する非国家主体も領土保全原則尊重の義務が課せられると捉えている。(ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Serbia, Written Statement, para. 452)。
- (33) 安保理決議一七八五(二〇〇七)旧ユーゴにおける紛争の政治的解決と国際的に承認された国境内部でのすべての国家の主権および領土保全の保存へのコミットメントを再確認している。(前文パラグラフ二一)。
- (34) Letter dated 13 November 2008 from the Secretary-General to the President of the Security Council, S/2008/705, para. 93.
- (35) Viet Nam, S/FPV.6033 p.16; Croatia, S/FPV.6033, p.19; France, S/FPV.6033, p.9; USA, S/FPV.6033, p.10; UK, S/FPV.6033, p.12; Italy, S/FPV.603, p.11; China, S/FPV.6033, p.16.
- (36) S/FPV.6529, 9 May 2011, p.3.
- (37) South Africa, S/FPV.6529, p.5.
- (38) Portugal, S/FPV.6529, p.11; China, S/FPV.6529, p.13; Lebanon, S/FPV.6529, p.14; EU, S/FPV.6529, p.17; Turkey, S/FPV.6529, p.18; Croatia, S/FPV.6529, p.20.
- (39) USA, S/FPV.6529, p.6; UK, S/FPV.6529, p.9; Germany, S/FPV.6529, p.10.
- (40) S/RES/752 (1992), operative paragraph 3; S/RES/757 (1992), preamble; S/RES/770 (1992), preamble; S/RES/787 (1992), preamble and operative paragraph 3; S/RES/819 (1993), preamble; S/RES/824 (1993), preamble; Decision of 6 April 1993 (3194th meeting); Chapter XII, Repertory of Practice of United Nations Organs, Supplement, 1989-1992, 567, 隣接国によるすべての形態の干渉、領土分断政策、民族浄化、ジェノサイドまたは人権侵害政策による国際的または国内的境界線を変更しようとする行為を領土保全侵害行為として非難する決議も採択されている。(S/RES/752 (1992), para. 3; S/RES/757 (1992), para. 4 of the preamble)。
- (41) Cuba, S/FPV.3009, p. 37; US, S/FPV.3009, p. 60; Lithuania, S/FPV.3137, pp. 34-35; Azerbaijan, S/FPV.3137, pp. 45-47; Greece, S/FPV.3137, p. 94.
- (42) ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Dissenting Opinion of Judge Koroma, paras.2-9.
- (43) 安保理決議一一四四採択の時点でもFRYはコンボにおいて完全な主権を行使しており、安保理にもP15SGにもFRYを分断したり領土保全を侵害したりする権利はない。(ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Dissenting Opinion of Judge Skotnikov, paras.10-18)。
- (44) 「安保理決議一一四四はFRYの領土保全を規定している」。同決議は領土が国連統治下に置かれた結果として非国家主体も拘束する。(ICJ Advisory

Opinion on Kosovo, Dissenting Opinion of Judge Bennouna, paras.37-69)。

- (45) Netherlands, S/PV.4011,10 June 1999, p.12.
- (46) Federal Republic of Yugoslavia (FRY) , S/PV.4011, pp.3-6.
- (47) Russian Federation, S/PV.4011,p.7.
- (48) China, S/PV.4011,pp.8-9.
- (49) Argentina, S/PV.4011 p.19.
- (50) 同声明書 (Position of the Republic of Serbia Concerning the Advisory Opinion) は「二〇一〇年七月二日に国際司法裁判所が付与した勧告的意見に関するセルビアの立場」(A/64/876, www.un.int/serbia/Statements/76.pdf)と題するもので、その要旨は以下のとおりである。

裁判所は同質問に関して狭いアプローチを採用し、結果としてブリシユチナの主張であるコンボ州が国家であるという主張も、またコンボの一方的独立宣言が特別の事例 (unique case) であると見る見解も認めていない。さらに裁判所はコンボ州がセルビア共和国から分離する権利を肯定してもいない。一方的独立宣言の法的帰結を扱うこともなく、第三国によるコンボ承認の法的効果の有効性を扱ってもいない (para.1)。

裁判所はコンボの地位がまだ解決していないことを明らかに肯定した (para.3)。

安保理決議一二四四およびコンボ憲法枠組は拘束力を有し、かつ適用は継続されている。これは (UNMIK最高責任者) 国連事務総長特別代表にも適用される。この点に留意すれば、コンボ州は国際レジームに属しており、その最終的地位は未定のままであるのは明らかである。従って独立主権国家ではない (para.4)。

同事項は決着しておらず、総会の検討事項に属している。総会でのプロセスは、従って、国連加盟国、すなわちセルビアの領土保全および主権を明らかに侵害するようない。これまで以上に承認 (付与国) を増加するよう早まった判断をすべきではない (para.5)。

分離の一方的企ては決して自動的に承認されてはならないというのが我々の強い確信である (para.7)。

以上の理由により、一方的独立宣言から生じた主要な問題については勧告的意見付与以後も回答されていないと結論づけることができる (para.8)。
- (51) Draft Resolution on Agenda Item 77 of the Sixty-Fourth Session of the General Assembly: Request for an Advisory Opinion of the International Court of Justice on Whether the Unilateral Declaration of Independence of Kosovo is in Accordance with International Law, A/64/L.65, 27 July 2010.
- (52) 勧告的意見においてセルビアに不利な判断が示され、また総会においてはセルビア決議案が採択されなかったことから、セルビアは国際的に孤立

したとみられる (Marek Weller, "Modesty Can Be a Virtue: Judicial Economy in the ICJ Kosovo Opinion?" 24 *Leiden Journal of International Law*, 2011, 145)。

- (33) UN Doc. A/64/L.65/Rev.1, 8 September, 2010.
- (34) A/RES/64/298, 9 September, 2010.
- (35) Serbia, S/PV.6367, 3 August 2010, p.6, p.11.
- (36) Venezuela, S/PV.6367, p.2.
- (37) ガボン は「サルビニアの主権および領土保全尊重のためのアビールを繰り返す。これは国際法を通じて支持されるべきである」と発言した (Gabon, S/PV.6367, p.21)。
- (38) ロシアは「コンボの一方的独立宣言を承認しないという立場に変化はないことを再確認する。継続してセルビアの領土保全および主権を擁護する」と発言した (Russia, S/PV.6367, p.23)。
- (39) 中国は「主権および領土保全尊重が今日の国際法システムの基本的原則であると継続的に言い続けてきた。我々はセルビアの主権および領土保全を尊重し、同政府および人民がそのためになした努力を支持する」と主張した (China, S/PV.6367, p.15)。
- (40) Azerbaijan, S/PV.6367, p.2.
- (41) Brazil, S/PV.6367, p.5.
- (42) India, UN Doc. GA/10980, 9 September 2010, p.5.
- (43) Indonesia, *ibid.*, p.7.
- (44) Iran, *ibid.*
- (45) Lebanon, S/PV.6367, p.14.
- (46) 英国は「コンボの独立、主権および領土保全をこれまでと同様に強く支持する。…我が国の勧告的意見の理解はセルビアと異なる。ことに勧告的意見は先例を創設しない。コンボは特別の事例であり、他の地域への分離のひな型は提供しない」と発言した (UK, *ibid.*, p.15)。
- (47) US, *ibid.*, p.4.
- (48) Turkey, *ibid.*, p.14.
- (49) France, *ibid.*, p.12.

- (70) なお、領土保全の意味に関連し、コンボ未承認国であるフィジーは総会審議において、「非植民地化特別委員会委員として、勧告的意見は慎重に考慮する。国連が目的として表明する人民の自決と領土保全原則の尊重の間には紙一重の差 (a fine line) が確認される」と発言している (Fiji, GA/10980)。
- (71) Franck, Higgins, Pellet, Shaw and Tomshak, *supra* note 1, para.3.10.
- (72) John Dugard and David Rait, "The Role of Recognition in the Law and Practice of Secession," in Marcelo G.Kohen ed., *Secession International Law Perspectives*, Cambridge, 2006, 105.
- (73) 拙稿「欧州における民族的少数者保護規準の発展—効果的参加権・自治・集団としての権利をめぐって—」『同志社法学』第五九巻二号 (三二二号) 七二—七四ページ、参照。
- (74) Report of the International Committee of Jurists, Professor F. Larnaude, Dean of the Faculty of Law at Paris; Professor A. Struycken, Counselor of State of the Kingdom of the Netherlands; Professor Max Huber, Legal Adviser of the Swiss Political Department; entrusted by the Council of the League of Nations with the task of giving an advisory opinion upon the legal aspects of the Åland Islands question, League of Nations Official Journal, Special Supplement No. 3, Oct. 1920, pp.3-6.
- (75) Report submitted to the Council of the League of Nations by the Commission of Rapporteurs, League of Nations, doc. B.7. 21/68/106, 1921, p. 4.
- (76) Finland, Written Comments, paras.6-11; Koskenniemi, Finland, Verbatim Record, CR 2009/30, para.23.
- (77) コソボ事件勧告的意見手続におけるノンバンコ意見書と同趣旨の意見を示している (Finland, Written Comments, para.5)。
- (78) A/CONF.157/23, 25 June 1993.
- (79) GA Res.50/6, 24 October 1995, para.1.「人種、信条または皮膚の色による差別なく」から「いかなる種類の (of any kind) 差別もなく」といって換えられている他は、友好関係原則宣言自決原則第七パラグラフと全く同文である。
- (80) General Recommendation 21, the right to self-determination, 48th session, 1996, U.N. Doc. A/51/18, annex VIII at 125, 1996.
- (81) ICI Advisory Opinion on Kosovo, Serbia, Written Statement, para.611.
- (82) Special Committee on Principles of International Law Concerning Friendly Relations and Co-operation among States: Summary Records of the One Hundred and Tenth to One Hundred and Fourteenth Meeting held at Palais des Nations, Geneva, 1970, UN Doc./S/SC.1/25/SR.110-114.p. 22. See also, ICJ Advisory Opinion on Kosovo, Serbia, Written Statement, paras 607-608; Spain, Written Statement, paras 23-24.

- (83) ただしコソボ事件勧告的意見においては、友好関係原則宣言に関してセルビアと同様の解釈に立つ裁判官もある。コロマ裁判官反対意見は、「友好関係原則宣言は領土保全と政治的独立の不可侵原則を掲げており、国家の主権と領土保全が自決原則に優先することに疑問を残さない」(C) Advisory Opinion on Kosovo, Dissenting Opinion of Judge Koroma, paras 20-23 と述べていることから、領土保全原則が分離に対抗して国家の領土の現状を維持する意味を持つて捉えてくることのみが目的である。
- (84) Rynjaert, *supra* note 9, 492-493.
- (85) バングラデシユの事例については、拙稿「非植民地化以後の自決権の意味(二・完)——分離権をめぐる国際社会の実践を追って」『東京都立大学法学会雑誌』第三巻一号四三二—四四八ページ、参照。
- (86) International Commission of Jurists Report, “The Events in East Pakistan, 1971”, 1972.
- (87) ケベック分離問題に関するカナダ連邦最高裁諮問意見 (Reference re Secession of Quebec, [1998] 2 S.C.R. 217, Can.) は国際法において集団が所属国家から一方的に分離する権利はあるかという問題に関して、国際社会の實行、国際文書、学説等を参照しながら、自決権の理論と実行の側面から詳細に検討し、司法機関としてはじめて法的な見解を示した。同意見は領土保全原則が直接的に国家内部の集団に適用される原則かどうかに関しては判断していないが、国家の領土保全と集団の分離権との関係について検討している。ただし諮問意見手続過程では、連邦政府およびケベック州双方の陳述書に添付された専門家の報告書の中で、それぞれの立場から異なる見解が示されている。
- (88) Reference re Secession of Quebec, [1998] 2 S.C.R. 217, Can., para. 112.
- (89) *Ibid.*, para. 127.
- (90) U.N. World Conference on Human Rights adopted the Vienna Declaration and Programme of Action, A/CONF.157/24, 25 June 1993.
- (91) The U.N. General Assembly’s Declaration on the Occasion of the Fiftieth Anniversary of the United Nations, GA Res. 50/6, 9 November 1995.
- (92) The Final Act of the Conference on Security and Co-operation in Europe (Helsinki Final Act), Part VIII, 14 *International Legal Material*, 1975, 1292.
- (93) Reference re Secession of Quebec, [1998] 2 S.C.R. 217, Can., para. 127.
- (94) *Ibid.*, para. 122.
- (95) *Ibid.*, para. 131.
- (96) *Ibid.*, para. 138.

- (75) Friendly Relations among Participating States, Charter of Paris for a New Europe, 1990, para. 7.
- (76) Declaration on the Situation in Yugoslavia. Adopted at the Extraordinary EPG Ministerial Meeting, The Hague, 5 July 1991, reprinted in Snežana Trifunovska, ed., *Yugoslavia through documents: from its creation to its dissolution*, Dordrecht, 1994, 310-311.
- (76) Opinion No.2 of the Arbitration Commission of the Peace Conference on the former Yugoslavia/ Badinter Committee, Paris, 11 January 1992, reprinted in Trifunovska, *supra* note 98, 474-475.
- (80) A/RES/61/295.
- (81) Christakis, *supra* note 10, 85.
- (82) Dugard and Raić, *supra* note 72, 105-106.
- (83) Rosalyn Higgins, *Problems and Process International Law and How We Use It*, Oxford, 1994, Chapter 7.
- (84) トムハンツ回條の意義と採り方 (Thomas M. Franck, *Fairness in International Law and Institutions*, Oxford, 1995, 158)°
- (84) Dugard and Raić, *supra* note 72, 108.